

『適正な商慣行に向けた取り組み宣言』

昭洋商事株式会社は、液化石油ガス法（以下、液石法）をはじめとする関係法令等を遵守し、地域のお客様の信頼にお応えし、選ばれる企業を目指して参りました。

この度、2024年4月の液石法省令改正の公布について、昭洋商事株式会社は、改正省令に対応し、「適正な商慣行、料金運用に向けた取り組み」に関する以下の三項目を遵守し、今後もお客様へ安全・安心なLPガスを供給して参ります。

1. 過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超える投資や利益供与は行いません。

2. 三部料金制の徹底

- ・ LPガス料金に関して、「基本料金」「従量料金」「設備利用料金」からなる三部料金制を導入致します。（戸建住宅）

3. LPガス料金等の情報提供

- ・ LPガス料金を当社ホームページに掲示しております。
- ・ 集合住宅等にてガス使用を希望されるお客様に対して、不動産会社さまや不動産管理会社さまと連携し、事前にガス料金を提示するよう努めます。

上記取り組みの履行と関係法令等の理解を深めるため、社内講習会を継続的に実施するなど、事業運営に努めて参ります。

2024年4月2日
昭洋商事株式会社